

E-mail info@e3-partners.com URL <http://www.e3-partners.com>

今月号のテーマ

- ・ 消費税で得する！？届出書（鈴木）
- ・ 社内で小切手の取扱ルールを定めましょう（森）
- ・ 贈与〈基礎編〉（大黒）
- ・ 年末年始の営業日のご案内



消費税で得する！？届出書（鈴木）

年末が近づいてきました。皆様ご存知のとおり、個人の場合、通常の消費税の課税期間は 1/1～12/31 の 1 年間です。そこで、場合によっては提出した方が得するかもしれない！？今月末までに提出すべき消費税に関する届出書について、お知らせします。

1. 消費税簡易課税制度選択届出書（基準期間の課税売上高が 5,000 万円以下の事業者に限ります。）
→通常は、売上消費税から仕入等消費税をひいて納税額を算出する方法ですが、簡易課税制度を選択すると、売上に対して業種ごとに決められている「みなし仕入率」を適用して納税額を算出する方法になります。よって、業種と仕入額等によってはこちらを選択した方が有利になる場合があります。
2. 消費税課税事業者選択届出書
→多額の設備投資をする予定がある場合や輸出版売をしている場合等は、もともと消費税の納税義務が無い人（免税事業者）でも、この届出をすることで課税事業者となり、消費税の還付を受けられるようになります。

これらは、適用を受けようとする前の年中、つまり個人で来年から適用したい場合は今月末までに提出しなければなりません。また、いったん届出書を出したら 2 年間は変更できない点も注意すべきところです。よって、その年だけでなくその翌年の予想もたてて判断する必要がありますね。

消費税に関するご質問・ご相談は、弊社スタッフまでお気軽にお問合せください。

社内で小切手の取扱ルールを定めましょう（森）

今回は小切手の使用についての注意点を伝え致します。

支払呈示期間

原則として振出日以後 10 日以内です。

管理

小切手は基本的には現金と同じであるため、現金同様の管理が必要です。

- ・ 受け渡し
- ・ 銀行への持ち込み
- ・ 当座の入出金

を管理する必要があります。

事故予防

紛失、盗難、流用等の事故防止のため、上記のような管理のほか、当座口座と小切手帳の管理表も必要です。「新品の小切手帳が 1 冊丸ごと無くなった」、「振り出した小切手が、思っていた口座のものと違っていた」といった事にならないよう、日頃から注意が必要です。

贈与<基礎編> (大黒)

1. 贈与税のしくみを知ろう

まず、贈与とは無償で財産を与えることをいいます。贈与税は無償で財産を譲り受けた者に対してかかってきます。贈与税の申告は、贈与を受けた翌年の2月1日から3月15日の間にしなければなりません。贈与税の対象財産は、毎年1月1日から12月31日までの一年間に無償で受けた財産を合計したものととなります。例えば、AさんがBさんから100万円、Cさんから50万円の贈与を受けた場合は、Aさんは150万円を贈与財産として申告をすることとなります。

【贈与税の計算方法】

贈与税額 = [贈与財産の価額 - **基礎控除額 (110万円)**] × 税率 - 控除額

↑

基礎控除後の金額により 10~50% (累進課税)

2. 贈与による相続税の節税

相続税を節税するためには、相続財産を移転していかなければなりません。1でお話したように、贈与税は基礎控除110万円の範囲内の贈与であれば無税で贈与できます。この贈与を毎年繰り返すことにより次世代への財産の移転が可能となります。(注) 相続開始3年以内の贈与は相続財産に含まれます)

配偶者控除

婚姻期間が20年以上経過していれば、夫婦間で住宅または住宅を取得するための資金を贈与した場合、2000万円までは贈与税がかかりません。

相続時精算課税制度

2500万円まで(親:65歳以上、子:20歳以上)、住宅取得資金であれば現金で3500万円まで(親:年齢制限なし、子:20歳以上)贈与をしても税金がかかりません!ただし、相続の時に、相続財産とこの精算課税の財産を合計して相続税額を計算することとなります。節税にならない!と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、贈与税の税率より相続税の税率の方が低くなる場合が多く、また、株や土地など評価額が変動するものは低いうちに贈与しておけばその金額が相続時の評価額となりますので節税となります。今は検討する必要があります。(この制度には条件があり、また財産の総額によっては必ずしも相続税対策とはいえませんのでまずはご相談ください) 配偶者控除・精算課税制度は共に贈与税の申告が条件となっております。

平成20年度分の贈与期限はあと1ヶ月を切りました、ぜひご相談ください!

年末年始の営業日のご案内

2008年も残すところあとわずかとなりましたが、皆さまにおかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。毎度格別のご用命に預り厚く御礼申し上げます。

さて、皆様の一年は如何でしたでしょうか。私達税理士法人イースリーパートナーズは今後も皆様に喜んで頂くため、スタッフ全員で切磋琢磨し、より良いサービスを提供していきたいと考えております。来年も宜しく願いいたします。

簡単ではございますが本状をもちまして年末のご挨拶とさせていただきます。どうぞよいお年をお迎え下さいますようお願いいたします。

なお、平成20年12月28日から平成21年1月4日まで休業とさせていただきます。 (一同)